

大公審答申第34-1号  
平成18年7月26日

大分県病院事業管理者 齋藤貴生 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 麻生昭一

### 個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成18年4月3日付け病総経第18号で諮問のあった標記のことについて、別紙のとおり答申します。

なお、今回の諮問は、いずれも類型として示されています。このため、個々の個人情報を取り扱う事務が各々の類型に該当するかどうかの判断については、個人の権利利益の保護の観点に立って慎重に行うこととし、その結果当該事務が類型に該当するか判断し難い場合には、新たに当審査会に諮問することとされるよう要望します。

また、個人情報を取り扱う事務が類型に該当する場合であっても、大分県個人情報保護条例第3条第2項の趣旨を踏まえ、個人情報の例外的取扱いは必要最小限の範囲内で行うよう常に留意してください。

## 別紙

### 1 条例第4条第2号に基づく収集の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、取扱い方次第では個人の権利利益を侵害するおそれが高いものであることから、諮問のあった類型に該当すると判断される場合であっても、収集する必要性を常に見直し、当該情報を取り扱う機会を最小限に止めるとともに、可能な限り本人から収集すべきであると考えます。

### 2 条例第6条第1項第6号に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、本人からの収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外のものから収集する個人情報の範囲や必要性について十分検討し、事務を行うに当たり必要最小限の情報に止められるよう要請します。

### 3 条例第7条第2項に基づく利用及び提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、おおむね妥当な内容と認められます。類型番号4については、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、行政機関等への回答に当たっては利用及び提供する個人情報の項目について慎重を期されるよう要請します。

### 4 条例第8条第2号に基づくオンライン結合による提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、ホームページで提供されている個人情報について、本人から誤りがある旨又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、速やかに当該個人情報の提供を中止するよう要請します。

## 例 外 事 項

### 1 収集の制限に関する例外事項（条例第4条第2号）

番号	類 型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が候補者となることは、社会通念上そぐわない。 栄典、表彰等に係る功績調書の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合がある。
2	委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	委員等の選任に当たっては、適任者の選任の過程において、個人の思想、犯罪歴等を収集することが必要な場合がある。
3	県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等の中で、本人の自由な意思で思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	県民等から寄せられる相談等の中には、思想等に関する個人情報が含まれている場合があるが、これらの情報は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。実施機関としても当該相談等に適切に対応するためには、利用目的の範囲内で収集する必要がある。
4	評価、指導、教育、訓練等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	評価等の事務を行うに当たっては、事務の目的の範囲内で思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
5	争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教	争訟等の事務の性質上、当事者や関係者の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
6	試験等の事務を行うに当たり、作文、論文等の中で個人の意思により思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	試験の作文、論文等の記述内容は、本人の自由な意思で記述されるものであり、その中に思想等に関する個人情報が含まれている場合、事務の性質上これらの情報を分離して収集することは困難である。
7	議員の政党名、会派名、	思想・信条	地方自治法に定める事務の適正

	政治的理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集するとき。		な遂行のため、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
8	医師等が学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	病院等における学術研究等の内容によっては、思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	海外からの来訪者、研修生等の受入れに当たり、当該来訪者等の信教等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教	海外からの来訪者、研修生等の受入れに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該来訪者等の滞在中の適切な対応を図るため、信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
10	病院が、診療、保健指導等を行うに当たり、患者等の思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	病院において、患者や受診者等に対し、的確な治療や保健指導等を行うために、当該患者等の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
11	一般に入手しうる刊行物等から、思想等に関する個人情報を収集するとき。ただし、利用に当たって出典、収集先、収集時期を明示する場合に限る。	思想・信条 信教 社会的差別	新聞、書籍等に掲載されている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知りうる状態にあることから、利用目的の範囲内で収集する限りにおいては、個人の権利利益を不当に侵害することはないと考えられる。

## 2 本人からの収集の原則に関する例外事項（条例第6条第1項第6号）

番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
1	<p>栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるため、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>さらに、選任の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>
3	<p>県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等、本人の自由な意思で提供される情報の中に、当該本人以外の者の個人情報が含まれているとき。</p>	<p>県民等から寄せられる相談等の中に、本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合には、当該個人情報を収集しなければ、事務を公正かつ適切に処理することができない。</p> <p>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p>
4	<p>評価、指導、教育、訓練等の事務を行うに当たり、評価等の対象者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p>	<p>評価等の事務を行うに当たっては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び公正かつ円滑な実施のために必要な場合がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
5	<p>争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ないとき。</p>	<p>争訟等の事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、主張立証等を行うために、本人以外のものからの情報収集が必要な場合がある。</p>

6	各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、申請者等から申請者以外の者に関する個人情報を収集するとき。	各種の申請等に係る事務を行うに当たり、申請等の内容によっては、申請者等以外の者に関する個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要不可欠な場合がある。
7	実施機関以外のものから送付された資料等の中に個人情報が含まれているとき。	実施機関が取り扱う事務に関して資料等が送付されてきた場合、収集を拒むことは、事実上困難である。 個人情報が報告書等の一部である場合、当該部分を分離して収集することは、事実上困難である。
8	所在不明や精神上的障害により判断能力を欠く常況にある場合などに、本人に関する個人情報を家族や本人が所属する団体等から収集するとき。	所在不明や精神上的障害により判断能力を欠く常況にある場合などにおいては、本人から収集することは困難であり、家族や本人が所属する団体等本人以外のものから個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	請負、委託等の契約に当たり、当該契約の請負者、受託者等からその従事者等に関する個人情報を収集するとき。	請負契約等に係る事務事業を適正かつ円滑に遂行するため、契約の内容によっては、当該契約の請負者等の従事者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
10	職員の任免等を行うに当たり、職員又は職員の採用候補者に関する個人情報を当該職員等以外のものから収集するとき。	職員の任用に当たっての適格性の審査を公正に行い、又は免職等の処分を行うに当たって、事案に応じた的確な処理を行うため、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
11	県民等への情報提供を行うための取材等において、対象者の選定に当たり、対象者以外のものから対象者の個人情報を収集し、又は、対象者から対象者以外の者に関する個人情報を収集するとき。	取材等の対象者を選定するに当たっては、取材等の条件に合致する者を把握しなければならないが、そのような者を把握する端緒としては、本人の申出を待つばかりでなく、本人の所属する団体等本人以外のものから本人の個人情報を収集することが必要な場合がある。 一方、取材等で対象者から提供される情報の中には当該対象者以外の個人情報が含まれる場合、分離して収集することが困難であったり、収集しなければ取材等の目的を達成できないことがある。
12	医師等が学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を収集するとき。	病院等における学術研究、研究調査等の内容によっては、学術研究等を行う上で必要な個人情報を収集するに当たり、本人以外のものから個人情報を収集することを想定し、又は、本人

		の同意に基づき収集することが困難な場合がある。
1 3	病院が、診療、保健指導、その他の医療保健行政を行うに当たり、患者や受診者等の家族等から本人に関する個人情報を収集するとき。	病院において、患者や受診者に対し、的確な治療や保健指導、医療保健行政を行うために、本人の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
1 4	個人情報の開示等において、第三者情報を調査するとき。	個人情報の開示等において、請求等に係る第三者から請求者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。

### 3 利用及び提供の制限に関する例外事項（条例第7条第2項）

番号	類 型	利用目的以外に利用・提供する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考事務に関し、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は行政機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に提供するとき。	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
2	委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務に関し、候補者に関する個人情報を実施機関内部で利用し、又は行政機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に提供するとき。	<p>委員等の適任者を幅広く求めるためには、本人以外のもから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>また、選任等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>
3	報道機関への公表や報道機関からの取材・要請等に応じて、個人情報を提供するとき。ただし、社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要性がある場合に限る。	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内である場合は、報道機関に公表し、又は、報道機関の取材に応じることが必要な場合がある。特に、犯罪、事故等特別の理由がある場合は、公益上公表等することが必要である。</p>
4	行政機関又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人が法令又は条例に基づき実施する事務に関して行う照会に対して、事務の目的以外の目的に回答するとき。ただし、法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合に限る。	<p>行政機関等が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であって、個人情報を利用する公益上の必要性が認められる場合においては、実施機関が個人情報を提供しないと、行政機関は改めて本人等から収集しなければならないため時間や経費がかかる。そこで、県民の負担軽減、福祉の向上、行政の効率化等の観点から行政機関が相互に協力して適切に事務を遂行するため、個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することが必要な場合がある。</p>
5	訴訟当事者である県が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供するとき。ただし、実施機関から提供を受けなければその目的を達成	<p>県が訴訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な訴訟を遂行する要請と個人の権利利益の保護とを衡量した結果、利用目的にか</p>



	することが困難な場合に限る。	かわらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。
6	弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答するとき。	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関として、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要がある。
7	民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行うもの。	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関として、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要がある。

#### 4 オンライン結合による提供の制限に関する例外事項（条例第8条第2項）

番号	システムの名称 (事務担当課)	提供する 個人の類型	提 供 先	システムの概要及びオンライン 結合の必要性等
1	病院局ホームページ	職員、講演者、各種指導者、ボランティア関係者等の氏名、連絡先等	ホームページアクセス者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員募集や公開講座のお知らせを行うなど、積極的な情報発信を行う必要がある。</li> <li>・病院局ホームページで提供される個人情報、社会通念上許容される範囲のものであり、原則として本人が了知し、同意がある。</li> <li>・ホームページの内容等が改ざんされないよう不正侵入、書き換え等に対して適切な技術的措置が講じられている。</li> </ul>

大公審答申第34-2号  
平成18年7月26日

公立大学法人大分県立看護科学大学  
理事長 草間 朋子 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会  
会長 麻生 昭一

個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成18年5月24日付け看科大第86号で諮問のあった標記のことについて、別紙のとおり答申します。

なお、今回の諮問は、いずれも類型として示されています。このため、個々の個人情報を取り扱う事務が各々の類型に該当するかどうかの判断については、個人の権利利益の保護の観点に立って慎重に行うこととし、その結果当該事務が類型に該当するか判断し難い場合には、新たに当審査会に諮問することとされるよう要望します。

また、個人情報を取り扱う事務が類型に該当する場合であっても、大分県個人情報保護条例第3条第2項の趣旨を踏まえ、個人情報の例外的取扱いは必要最小限の範囲内で行うよう常に留意してください。

## 別紙

### 1 条例第4条第2号に基づく収集の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、取扱い方次第では個人の権利利益を侵害するおそれが高いものであることから、諮問のあった類型に該当すると判断される場合であっても、収集する必要性を常に見直し、当該情報を取り扱う機会を最小限に止めるとともに、可能な限り本人から収集すべきであると考えます。

### 2 条例第6条第1項第6号に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、本人からの収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外のものから収集する個人情報の範囲や必要性について十分検討し、事務を行うに当たり必要最小限の情報に止められるよう要請します。

### 3 条例第7条第2項に基づく利用及び提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、おおむね妥当な内容と認められます。類型番号4については、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、行政機関等への回答に当たっては利用及び提供する個人情報の項目について慎重を期されるよう要請します。

### 4 条例第8条第2号に基づくオンライン結合による提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、ホームページで提供されている個人情報について、本人から誤りがある旨又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、速やかに当該個人情報の提供を中止するよう要請します。

## 例 外 事 項

### 1 収集の制限に関する例外事項（条例第4条第2号）

番号	類 型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有する者が候補者となることは、社会通念上そぐわない。 栄典、表彰等に係る功績調書の中には、思想、信条等に関する個人情報が含まれる場合がある。
2	委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	委員等の選任に当たっては、適任者の選任の過程において、個人の思想、犯罪歴等を収集することが必要な場合がある。
3	学生等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等の中で、本人の自由な意思で思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	学生等から寄せられる相談等の中には、思想等に関する個人情報が含まれている場合があるが、これらの情報は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。実施機関としても当該相談等に適切に対応するためには、利用目的の範囲内で収集する必要がある。
4	教育、評価、指導等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教 社会的差別	教育等の事務を行うに当たっては、事務の目的の範囲内で思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
5	争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。	思想・信条 信教	争訟等の事務の性質上、当事者や関係者の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
6	試験等の事務を行うに当たり、作文、論文等の中で個人の意思により思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになるとき。	思想・信条 信教 社会的差別	試験の作文、論文等の記述内容は、本人の自由な意思で記述されるものであり、その中に思想等に関する個人情報が含まれている場合、事務の性質上これらの情報を分離して収集することは困難である。
7	教員等が学術研究及び調	思想・信条	大学における学術研究等の内容

	<p>査の対象となる情報の収集を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>信教 社会的差別</p>	<p>によっては、思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p>
8	<p>海外からの留学生、来訪者等の受入れに当たり、当該留学生等の信教等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>思想・信条 信教</p>	<p>海外からの留学生、来訪者等の受入れに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該留学生等の滞在中の適切な対応を図るため、信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p>
9	<p>一般に入手しうる刊行物等から、思想等に関する個人情報を収集するとき。ただし、利用に当たって出典、収集先、収集時期を明示する場合に限る。</p>	<p>思想・信条 信教 社会的差別</p>	<p>新聞、書籍等に掲載されている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知りうる状態にあることから、利用目的の範囲内で収集する限りにおいては、個人の権利利益を不当に侵害することはないと考えられる。</p>

## 2 本人からの収集の原則に関する例外事項（条例第6条第1項第6号）

番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
2	委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。	<p>委員等の適任者を幅広く求めるため、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>さらに、選任の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>
3	学生等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等、本人の自由な意思で提供される情報の中に、当該本人以外の者の個人情報が含まれているとき。	<p>学生等から寄せられる相談等の中に、本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合には、当該個人情報を収集しなければ、事務を公正かつ適切に処理することができない。</p> <p>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p>
4	教育、評価、指導等の事務を行うに当たり、評価等の対象者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	<p>教育等の事務を行うに当たっては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び公正かつ円滑な実施のために必要な場合がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
5	争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ないとき。	<p>争訟等の事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、主張立証等を行うために、本人以外のものからの情報収集が必要な場合がある。</p>
6	各種の申請、届出等に係る事務	各種の申請等に係る事務を行うに当たり、申

	を行うに当たり、申請者等から申請者以外の者に関する個人情報を収集するとき。	申請等の内容によっては、申請者等以外の者に関する個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要不可欠な場合がある。
7	実施機関以外のものから送付された資料等の中に個人情報が含まれているとき。	実施機関が取り扱う事務に関して資料等が送付されてきた場合、収集を拒むことは、事実上困難である。 個人情報が報告書等の一部である場合、当該部分を分離して収集することは、事実上困難である。
8	所在不明や精神上的の障害により判断能力を欠く常況にある場合などに、本人に関する個人情報を家族や本人が所属する団体等から収集するとき。	所在不明や精神上的の障害により判断能力を欠く常況にある場合などにおいては、本人から収集することは困難であり、家族や本人が所属する団体等本人以外のものから個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	請負、委託等の契約に当たり、当該契約の請負者、受託者等からその従事者等に関する個人情報を収集するとき。	請負契約等に係る事務事業を適正かつ円滑に遂行するため、契約の内容によっては、当該契約の請負者等の従事者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
10	教職員の任免等を行うに当たり、教職員又はその採用候補者に関する個人情報を当該教職員等以外のものから収集するとき。	教職員の任用に当たっての適格性の審査を公正に行い、又は免職等の処分を行うに当たって、事案に応じた的確な処理を行うため、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
11	教員等が学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を収集するとき。	大学における学術研究、研究調査等の内容によっては、学術研究等を行う上で必要な個人情報を収集するに当たり、本人以外のものから個人情報を収集することを想定し、又は、本人の同意に基づき収集することが困難な場合がある。
12	個人情報の開示等において、第三者情報を調査するとき。	個人情報の開示等において、請求等に係る第三者から請求者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。



### 3 利用及び提供の制限に関する例外事項（条例第7条第2項）

番号	類 型	利用目的以外に利用・提供する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考事務に関し、選考に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を大学内部で利用し、又は行政機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に提供するとき。	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
2	委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務に関し、候補者に関する個人情報を大学内部で利用し、又は行政機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に提供するとき。	<p>委員等の適任者を幅広く求めるためには、本人以外のもから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>また、選任等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>
3	報道機関への公表や報道機関からの取材・要請等に応じて、個人情報を提供するとき。ただし、社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要性がある場合に限る。	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内である場合は、報道機関に公表し、又は、報道機関の取材に応じることが必要な場合がある。特に、犯罪、事故等特別の理由がある場合は、公益上公表等することが必要である。</p>
4	行政機関又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人が法令又は条例に基づき実施する事務に関して行う照会に対して、事務の目的以外の目的に回答するとき。ただし、法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合に限る。	<p>行政機関等が法令等に基づく事務を遂行するために必要な情報であって、個人情報を利用する公益上の必要性が認められる場合においては、大学が個人情報を提供しないと、行政機関等は改めて本人等から収集しなければならず時間や経費がかかる。そこで、県民の負担軽減、福祉の向上、行政の効率化等の観点から行政機関等が相互に協力して適切に事務を遂行するため、個人情報を利用目的以外の目的のために利用・提供することが必要な場合がある。</p>
5	訴訟当事者である大学又は県が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供するとき。ただし、県が訴訟当事者である場合において	<p>大学又は県が訴訟の当事者であり、十分な主張立証を尽くすためには、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な訴訟を遂行する要請と個人の権利利益の保護とを衡量した結果、利用</p>

	は、大学から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合に限る。	目的にかかわらず、訴訟資料として裁判所に提出することが必要な場合がある。
6	弁護士法第23条の2第2項の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答するとき。	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関として、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要がある。
7	民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行うもの。	法律の規定に基づく提出要求であり、実施機関として、当該規定の趣旨を十分尊重して処理する必要がある。

#### 4 オンライン結合による提供の制限に関する例外事項（条例第8条第2号）

番号	システムの名称 (事務担当課)	提供する 個人の類型	提 供 先	システムの概要及びオンライン 結合の必要性等
1	大学ホームページ	教職員、講演者等の氏名、連絡先等	ホームページアクセス者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生確保や公開講座のお知らせをするなど、積極的な情報発信を行う必要がある。</li> <li>・大学ホームページで提供される個人情報、社会通念上許容される範囲のものであり、原則として本人が了知し、同意がある。</li> <li>・ホームページの内容等が改ざんされないよう不正侵入、書き換え等に対して適切な技術的措置が講じられている。</li> </ul>

大公審答申第34-3号  
平成18年7月26日

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学  
理事長 利 光 功 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 麻 生 昭 一

### 個人情報の取扱原則の例外事項について（答申）

平成18年5月22日付け芸短第216号で諮問のあった標記のことについて、別紙のとおり答申します。

なお、今回の諮問は、いずれも類型として示されています。このため、個々の個人情報を取り扱う事務が各々の類型に該当するかどうかの判断については、個人の権利利益の保護の観点に立って慎重に行うこととし、その結果当該事務が類型に該当するか判断し難い場合には、新たに当審査会に諮問することとされるよう要望します。

また、個人情報を取り扱う事務が類型に該当する場合であっても、大分県個人情報保護条例第3条第2項の趣旨を踏まえ、個人情報の例外的取扱いは必要最小限の範囲内で行うよう常に留意してください。

## 別紙

### 1 条例第4条第2号に基づく収集の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、取扱い方次第では個人の権利利益を侵害するおそれが高いものであることから、諮問のあった類型に該当すると判断される場合であっても、収集する必要性を常に見直し、当該情報を取り扱う機会を最小限に止めるとともに、可能な限り本人から収集すべきであると考えます。

### 2 条例第6条第1項第6号に基づく本人からの収集の原則に関する例外事項について

諮問のあった事項については、いずれも妥当な内容と認められます。

なお、本人からの収集の趣旨を踏まえ、本人以外のものから収集する個人情報の範囲や必要性について十分検討し、事務を行うに当たり必要最小限の情報に止められるよう要請します。

### 3 条例第7条第2項に基づく利用及び提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、おおむね妥当な内容と認められます。類型番号4については、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、行政機関等への回答に当たっては利用及び提供する個人情報の項目について慎重を期されるよう要請します。

### 4 条例第8条第2号に基づくオンライン結合による提供の制限に関する例外事項について

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、ホームページで提供されている個人情報について、本人から誤りがある旨又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、速やかに当該個人情報の提供を中止するよう要請します。

## 例 外 事 項

例外事項は、平成18年7月26日付け大審答申第34-2号と同一内容のため、掲載を省略します。